平成２５年（フ）第４３号
島根県大田市五十猛町1643番地１
債務者　木下　　亮
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月29日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６７５号
東京都国立市西２丁目４番地の15塩野荘102
債務者　清水　　靖
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
北海道標津郡中標津町東10条北１丁目１番地５、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東10条北１丁目１番地４
債務者　上村　敏枝（旧姓武井）
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第６４０号
東京都東大和市清原２丁目１番地４―209号
債務者　秋田　政之
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７３号
東京都東大和市南街２丁目15番地の８ハイブリッジ中央201号
債務者　村上　節子
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４８号
東京都小金井市東町４丁目20番22号さくら東小金井ハウス
債務者　山田　善也
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成25年２月８日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成25年８月28日に確定したから、破産法216条６項、31条１項、251条１項によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４５０号
大阪市淀川区十三東３丁目１番17号川口マンション301号
破産者　次田　正宏
１　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
２　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後３時
３　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０８号
大阪市鶴見区横堤５丁目12番33号、開始決定時の住所静岡市葵区本通10丁目８番地
破産者　齋藤圭伊子
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１８号
仙台市泉区松森字内町81番地の７　株式会社丹勝寮、従前の住所岩手県九戸郡洋野町種市第15地割15番地２
破産者　一郷　定勝
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
山形県酒田市黒森丁２番地の３
破産者　佐藤　一弥
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１１号
福島県いわき市江名字寺作８、住民票上の住所福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰６番地の５
破産者　遠藤　　昭
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２８５号
埼玉県鴻巣市宮前300番地、旧住所神奈川県横須賀市林２丁目７番４号　メゾンエクシード301
破産者　小松　　斉
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
富山県黒部市三日市960番地１
破産者　北﨑　惠子
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野19番地３
破産者　筒井　英之
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第３９８８号
大阪府高槻市淀の原町33―14、開始決定時の住所大阪府高槻市上土室２丁目２番１号
破産者　樋口　　亮
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部